平成２２年（フ）第３２号
岩手県北上市飯豊６地割24番地５
債務者　福原さおり
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第６２号
福島県いわき市好間町上好間字洞７番地の１
債務者　三浦　京子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第４５号
茨城県龍ケ崎市馴柴町849番地
債務者　山村　寿一
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
茨城県龍ケ崎市馴柴町849番地
債務者　山村　照代
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
茨城県龍ケ崎市4255番地　シティパレス竜ケ崎602号室
債務者　古谷　典男
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
茨城県取手市新川91番地
債務者　赤池　美之
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
茨城県守谷市久保ケ丘１丁目18番地11
債務者　羽賀　順子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
茨城県牛久市牛久町3114番地１
債務者　嘉村真二郎
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
茨城県牛久市栄町６丁目56番地１メゾンドサカエ101
債務者　荒井　隆司
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
山梨県甲府市住吉１丁目10番18号
債務者　西野　順子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２号
山梨県甲斐市玉川888番地県営玉川団地30号館324号
債務者　石原　晴秀
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
山梨県甲斐市志田415番地
債務者　山田　典子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
山梨県甲府市大里町3535番地
債務者　岩間ゆかり
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７４号
山梨県中央市臼井阿原900番地　加賀美住宅５号
債務者　塩島　　正
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７号
山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1318番地２
債務者　円城寺　孝
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
山梨県甲府市住吉３丁目26番６号
債務者　浅川かをる
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係